

平成25年3月1日

熊本県信用組合

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後における対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法が期限を迎えますが、当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においてもこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といった中小企業金融円滑化の取組みを積極的に継続してまいります。

1. 当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、お客さまの状況を十分に把握したうえで、関係金融機関とも連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当組合は、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案するなど、コンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでまいります。

### 【金融円滑化法等ご相談窓口のご案内】

#### 1. 営業店のご相談窓口

担当部署 : 各営業店の窓口係

#### 2. 本部のご相談窓口

担当部署 : 融資部経営支援室(熊本県信用組合本部内)

住 所 : 熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル

電話番号 : 096-353-1200(代表)

上記窓口の受付時間: 午前9時~午後5時

(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)